

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

神戸薬科大学学則（平成27年4月1日改正）第43条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、学則第1条の目的（「大学の理念」に従った目的）及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と、及び同第44条に「本学は、学校教育法施行規則（第172条の2）に基づき、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報開示するものとする」と規定し、これを内部質保証の方針としている（資料10-1）。

1991（平成3）年の大学設置基準の改正により、本学はその社会的使命を達成するために、自ら恒常に現状を点検・評価し、将来に向けて改善することを求められるようになった。それを受け、1993（平成5）年に、本学の教育・研究活動の現状を点検し、評価することによって、本学の充実と発展を図ることを目的として「神戸薬科大学自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検・評価委員会が発足した（資料10-2）。本委員会は、学長及び教授会構成員の中から学長が委嘱する5名の委員で構成され、委員の任期は2年である。委員長は、学長が務めている。

この委員会主導のもと、本学では定期的に大学院も含めた全学的な自己点検・評価を行い、1995（平成7）年に最初の報告書を発刊後、2001（平成13）年の報告書第4篇まで隔年で合計4回の『神戸薬科大学自己点検・評価報告書－現状と展望－』を発刊し、薬系大学、関係諸機関に送付し、社会に公表した（資料10-3）。その後、2002（平成14）年の学校教育法改正に伴い、2004（平成16）年度以降、本学は文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を7年以内の周期で受審することになった。この第三者による客観的評価を受けることの必要性から大学基準協会への加盟について検討し、2003（平成15）年4月に申請を行い、2004（平成16）年4月に加盟が認められた。以後自己点検・評価委員会は、大学基準協会による大学評価を視野に入れた全学的な自己点検・評価をリードする役目を担うことになった。2006（平成18）年には、加盟認定時に受けた勧告・助言についての改善状況をまとめた『神戸薬科大学自己点検・評価報告書－大学基準協会加盟判定審査後の改善状況2006－』を発刊した（資料10-4）。その後2008（平成20）年に大学基準協会の第三者評価である大学評価を受け、その結果、大学基準協会の大学基準に適合と判定され、2016（平成28）年3月31日までの認定を受けた。その結果を2009（平成21）年8月に、『神戸薬科大学自己点検・評価報告書－大学基準協会大学評価申請2008－』として刊行し、同時に大学ホームページ上にも公開している（資料10-5）。

また、2009（平成21）年には、全国薬科大学長・薬学部長会議での提言により、『薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準-平成19年版』に基づく、自己評価（「自己評価21」）を実施した。これは、6年制薬学教育が2006（平成18）年に開始され、薬学部5年次生が病院及び薬局の医療現場での実習を行うにあたって十分な知識、態度、技能が備わっているか

どうか点検することを目的として実施したものである。この結果についても、2010(平成 22)年 4 月に『神戸薬科大学自己評価書－自己評価 21－』として刊行し、大学ホームページ上にも公開している（資料 10-6）。

さらに、2012(平成 24) 年 7 月には、2008(平成 20) 年に大学基準協会の第三者評価を受審した時に受けた助言に対する『神戸薬科大学自己点検・評価報告書－大学評価結果ならびに認証評価結果に対する「改善報告書」－』を大学基準協会に提出した（資料 10-7）。この大学基準協会の改善報告書の作成を契機として、2012(平成 24) 年 3 月に自己点検・評価委員会は、学内の複数の委員会、教育研究支援組織及びそれを補佐する事務部門に対して現状の点検及び改善方策の自己点検・評価を指示し、その報告書の提出を求めた（資料 10-8）。翌年からは、自己点検・評価を前年度の内容を基礎として改善状況、現在抱えている問題点、改善方策の 3 項目について自己点検・評価結果を提出させるとともに、改善の進捗状況の検証及び実現のための提言等を行っている。

また、2012(平成 24) 年度から、新制度の大学院 4 年制博士課程が開設されることに伴い、2011(平成 23) 年 12 月 13 日薬学系人材養成の在り方に関する検討会での提言により、2012(平成 24) 年度及び 2014(平成 26) 年度に、大学院 4 年制博士課程における研究・教育などの状況に関する自己点検・評価を実施し、結果を大学ホームページ上に公開している（資料 10-9）。

一方、学校法人神戸薬科大学理事会は、毎年大学経営の基本方針である予算及び事業計画を定め、「学校法人神戸薬科大学寄附行為第 14 条」の規定に従い、評議員会の議決を経た上で実施している。実施後、事業報告書及び会計報告書を作成し、理事会及び評議員会で審議、監査による業務及び会計監査を行い、評議員会及び理事会に監査報告書を提出することにしている。私立学校法第 42 条では、「予算及び事業計画等に関しては評議員会の意見を聞かなければならない」と定められているが、本学では、私立学校法の規定よりも厳しい「評議員会の議決」を求め、理事会の業務を精査している。これら財務状況等については、大学ホームページに掲載し広く社会に公表している（資料 10-10）。事業計画、予算書、事業報告書、会計報告書等の印刷物についても、希望者には閲覧、複写などの方法により情報公開を行っている。

また、「学校法人神戸薬科大学情報公開に関する規程」を制定し、2012(平成 24) 年 7 月 1 日から施行しているが、現在に至るまで公開の申し出はない（資料 10-11）。これは、大学ホームページ等に大学のあらゆる情報が公開されているため、この規程により情報公開を求める内容が少ないと考えている。

本学は、大学ホームページ以外にも次の冊子を作成し、情報を公開している。

- 1) 『神戸薬科大学シラバス』、『神戸薬科大学大学院シラバス』（資料 10-12）
- 2) 『神戸薬科大学学生の手引』（資料 10-13）
- 3) 『神戸薬科大学大学案内 2014』（薬系大学、兵庫県内の大学、指定校の高等学校、関係行政機関及び関係団体、法人の役員、評議員、教職員に配布）（資料 10-14）
- 4) 神戸薬科大学広報誌『ききょう通信』（学生、学生の父母、薬系大学、兵庫県内の大学、指定校の高等学校、関係行政機関及び関係団体、法人の役員、評議員、教職員に配布）（資料 10-15）

- 5) 『神戸薬科大学 自己点検・評価報告書－大学基準協会大学評価申請 2008－』
(資料 10-5)
- 6) 『神戸薬科大学 自己評価書－自己評価 21－』(資料 10-6)

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

自己点検・評価委員会は、現在、学長、副学長、教務部長、旧学生就職部長、大学院主幹等の教員と事務局長などの、大学の中核を担うメンバーが委員となって構成されている。委員 7 名のうち、3 名が学校法人の理事でもあり、規程には定められていないが、理事会、評議員会、監事の三者による相互のチェック体制により質保証システムが機能しやすくなるよう委員構成にも配慮している。

理事会、評議員会については、年度毎に事業計画を立て、その事業に予算措置を行い、計画を実行している。事業の実施にあたっては、社会情勢の変化を機敏に捉えながら、最小限の投資で最大の効果が得られるように常に最適な方法を選択し実施している。事業終了後には、事業報告書及び会計報告書を作成し、評議員会の意見を聴き、監事による監査を受け、承認後、監査報告書、資金収支及び消費収支計算書、貸借対照表並びに財産目録等を大学ホームページ上で公開している。

学校法人神戸薬科大学の内部監査室は、本学のコンプライアンス推進業務を統括している。特に、公的研究費（科学研究費等競争的資金）の公正な執行に関しては、毎年、科学研究費公募要領説明会を開催し、そのなかで最近の不正使用及び不正行為事例の説明を行い、教職員のコンプライアンスの徹底を図っている（資料 10-16）。

また、本学では人権を尊重しあう社会の実現のために、毎年 4 月に『ハラスメント防止のしおり』を教職員に配布し、意識の徹底を図っている。それに関連する規程として、「学校法人神戸薬科大学公益通報に関する規程」、「神戸薬科大学ハラスメント防止等に関する規程」を整備している（資料 10-17、10-18）。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

2009（平成 21）年 4 月に大学基準協会から大学評価適合認定を受けると同時に、教育内容・方法、学生の受け入れ、点検・評価、情報公開・説明責任の 4 項目について、助言がなされた。これらの指摘事項については積極的に対応、検討し、その結果を『神戸薬科大学自己点検・評価報告書－大学評価結果ならびに認証評価結果に対する「改善報告書」－』として 2012（平成 24）年 7 月 31 日大学基準協会に提出した。これ以降、内部質保証システムを恒常的に機能させることに、大学を挙げて取り組んでいる。

内部質保証については、授業に関することは FD 委員会が中心となって授業アンケートの実施、授業の改善のための FD 研修会を毎年行っている。また、それ以外の事項については自己点検・評価委員会が中心となって、定期的に活動している。学校法人神戸薬科大学理事会、評議員会及び監事の三者に関しては、理事会の事業計画及び予算執行等財務状況を評議員会及び監事が精査を行い、質保証を担保している。また、自己点検・評価委員会は、前述の学部学生実態・満足度調査で学生の評価が低い項目について教授会に報告し、意見交換を行った。それ以外の要望についても検討した上で、2014（平成 26）年 3 月に 8 項目につい

て関係の委員会及び部署に改善の指示を出し、同年8月8日までに改善結果報告書を提出するよう求めた（資料10-19）。

また、各委員会、教育研究支援組織及びそれを補佐する事務部門が行った自己点検・評価結果については、4月に提出された自己点検・評価内容を5月に自己点検・評価委員会で精査し、内容が不十分な自己点検・評価については差し戻し、8月初旬を締め切りとして再提出を求め、自己点検・評価内容の充実と次年度に向けての改善を目標として認識させる取組みを行っている（資料10-19）。このように、法人、教授会、各委員会・教育研究支援組織及びそれを補佐する事務部門まで、全学的な自己点検・評価の取組みを促すことにより、全学レベルでの共通認識の徹底を図り、内部質保証システムを機能的に運用している。

教員の教育研究活動については、各教員が教育及び研究成果について前年度分を5月初旬までにデータベースに入力し、大学ホームページを通して社会に公表している。教育活動については、作成した教科書・教材・参考書、教育内容・方法の工夫、教育方法・教育実践に関する発表・講演等、その他教育活動上特記すべき事項、を対象としている。研究活動については、研究論文、著書、総説、学会発表が対象となっている。これらのデータベースは、今後とも体系的に整備を行う必要がある（資料10-20）。また、研究費に関しては、学長配分経費という形で、年度末に申請を行い、基本研究費に加えて、研究業績や科学的研究費補助金などの申請状況に追加額を決定し、配分している。

「神戸薬科大学自己点検・評価委員会規程」には、「本委員会は、学長及び教授会構成員の中から学長が委嘱する委員5名と事務局長をもって構成し、学長が委員長となる。また、本委員会が必要と認めた時は、他の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる」と規定されている（資料10-2）。「神戸薬科大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」には、「本委員会は、学長、副学長、教務部長、大学院主幹をもって構成し、学長が委員長となる。前項の規定にかかわらず、本委員会が必要と認めたときは、他の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる」と規定されている（資料10-21）。このように、両委員会の構成員には外部委員が含まれておらず、「必要と認めたときは、他の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる」とされているが、明確には規定されていない。

2. 点検・評価

●基準10の充足状況

本学は自己点検・評価が大学設置基準で義務化されて間もなく自己点検・評価委員会を組織するなど、内部質保証に関するシステムを整備している。また、自己点検・評価委員会を中心として大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を大学ホームページ及び広報誌を通じて広く公開している。点検・評価の結果を改善につなげ内部質保証システムを適切に機能させており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

- 1) 2008（平成20）年に大学基準協会の第三者評価を受審の結果、「薬学研究科では、組織的なFD活動が行われていないので、改善が必要である」との助言を受けた。この助言をもとに、自己点検・評価委員会で検討を行い、2011（平成23）年度から毎年最低1回大学院

FD 講演会を実施し、大学院担当教員の資質向上を図っている。その後、自己点検・評価委員会では、FD を自己点検・評価委員会から分離、独立させることを検討した結果、2012（平成 24）年 7 月から FD 委員会は自己点検・評価委員会から独立し独自の活動が可能となり、2012（平成 24）年度の FD からは FD 委員会が企画、立案、実施している（資料 10-21）。

- 2) 2012（平成 24）年 3 月に自己点検・評価委員会は、学内の 9 委員会、教育研究支援組織及びそれを補佐する事務部門に対して現状の点検及び改善方策の自己点検・評価を指示し、その報告書の提出を求める活動を開始した。翌年からは、自己点検・評価を前年度の内容を基礎として改善状況、現在抱えている問題点、改善方策の 3 項目について自己点検・評価結果を提出させている（資料 10-22）。この取組みは、毎年行われていることから、自己点検・評価の意図する PDCA サイクルの意識の醸成につながると考えている。
- 3) 第 3 章（4）、第 6 章（1）で記載したように、2013（平成 25）年に学部学生実態・満足度調査を実施し、報告書にまとめた。自己点検・評価委員会は、内部質保証システムを有効に活用して改善につなげるため、結果を検証し、改善を必要とする部署、委員会に対策の実行を指示し、結果について報告書を提出させ、その検証結果によっては再度制度改善を指示する予定である（資料 10-8）。
- 4) 研究に関しては、学長配分経費申請に際して、これまで求めていた過去 3 か年の原著論文リスト（査読有り）、科学研究費補助金などの申請状況に加えて、当該年度に行った研究の概要と成果、それを踏まえての次年度に行う研究の目的と概要を記載した書類を学長に提出するよう義務づけた（資料 10-24）。

②改善すべき事項

- 1) 教員の教育評価を行う必要があるが、評価の方法が確立されておらず、実施できていない。また、教職員個々が PDCA サイクルを通して行った改善を適切に評価し、昇任昇給につなげるようシステムの構築を行う必要がある。
- 2) 自己点検・評価委員会は、6 名の学内教員及び事務局長より構成されている。FD 委員会は、5 名の学内教員及び教務課長より構成されている。現在、両委員会とも、「本委員会が必要と認めたときは、他の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる」と規定されているが、いずれも外部評価委員等の記述がない（資料 10-2、10-21）。自己点検・評価の客観性を持たせるためにも、外部評価委員による検証を受け、外部公表をする必要がある。特に大学院については、内部質保証システムの構築が必要である。
- 3) Institutional Research (IR) 委員会あるいは IR を担当する部署を設置して、これまでの学内にある各種データを解析し、学生の受入れ、学生教育など教育活動の改善につなげる必要がある（資料 10-23）。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 1) 今後とも定期的な FD 活動を実施し、教育、研究指導の組織的な改善に努める（資料 10-24）。
- 2) 今後、個々の教職員の意識を向上し、大学運営をより効率的なものとするとともに、教

育・研究を更に充実して行く必要がある。そのため、現在行っている自己点検・評価を更に充実、発展させ、個々の教職員を対象とした自己点検・評価が実施できるような方策を検討する。

- 3) これまで4年に一度実施していた学部学生実態・満足度調査を隔年に実施し、より良い教育が提供できるよう迅速な改善に努める。
- 4) 学長配分経費に関しては、原著論文の質や特許申請の考慮などを加え、質の高い研究を支援し、大学全体の研究のレベルアップを図るとともに、大学としてどのような研究を行うか、研究の方向性を定めることを検討する。

① 改善すべき事項

- 1) 教員の教育評価の適正な尺度の導入をはじめとして、教職員個々の業務を適切に評価し、昇任昇給につなげるようシステムの構築を行うことを検討する。
- 2) IR委員会を新たに設置して各種データを解析し、自己点検・評価委員会などと連携して教育研究活動の改善につなげる（資料10-23）。
- 3) 自己点検・評価委員会及びFD委員会の規程を改正し、学外委員を招聘することを検討する。

4. 根拠資料

- 10-1 「神戸薬科大学学則」（既出 資料1-2）
- 10-2 「神戸薬科大学自己点検・評価委員会規程」（既出 資料1-10）
- 10-3 『神戸薬科大学自己点検・評価報告書－現状と展望－』（第1篇～第4篇）
- 10-4 『神戸薬科大学自己点検・評価報告書－大学基準協会加盟判定審査後の改善状況2006－』
- 10-5 神戸薬科大学ホームページ
『神戸薬科大学 自己点検・評価報告書－大学基準協会大学評価申請2008－』
<http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/publication/evaluation.html>
- 10-6 『神戸薬科大学 自己評価書－自己評価21－』（既出 資料1-13）
- 10-7 『神戸薬科大学自己点検・評価報告書－大学評価結果ならびに認証評価結果に対する改善報告書－』（既出 資料8-7）
- 10-8 委員会及び事務部門の「改善状況等」記入用紙
- 10-9 神戸薬科大学ホームページ 自己点検・評価（既出 資料1-15）
<http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/publication/evaluation.html>
- 10-10 神戸薬科大学ホームページ 財務状況（財務の情報公開状況示す資料）
<http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/publication/financial.html>
- 10-11 「学校法人神戸薬科大学情報公開に関する規程」
- 10-12 『神戸薬科大学シラバス2014』（既出 資料1-5）
『神戸薬科大学大学院シラバス2014』（既出 資料1-8）
- 10-13 『2014年度神戸薬科大学学生の手引』（既出 資料6-2）
- 10-14 『神戸薬科大学大学案内2014』（既出 資料1-7）

- 10-15 神戸薬科大学広報誌 『ききょう通信』(既出 資料 3-13)
- 10-16 平成 26 年度科学研究費助成事業公募要領等説明会 (平成 26 月 9 月 29 日開催)
- 10-17 「学校法人神戸薬科大学公益通報に関する規程」
- 10-18 「神戸薬科大学ハラスメント防止等に関する規程」(既出 資料 6-3)
- 10-19 第 6 回及び第 7 回自己点検・評価委員会議事録 (平成 26 年 5 月 15 日、同年 9 月 4 日開催) (既出 資料 7-37)
- 10-20 神戸薬科大学ホームページ 神戸薬科大学専任教員の教育・研究業績 (既出 資 2-13)
(http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/docs/kyoiku_gyoseki_h27.pdf)
- 10-21 「神戸薬科大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」(既出 資料 1-14)
- 10-22 第 6 回自己点検・評価委員会議事録 (平成 26 年 5 月 15 日開催) (既出 資料 7-37)
- 10-23 「平成 27 年度事業計画」(既出 資料 1-17)
- 10-24 神戸薬科大学平成 27 年度 FD 研修会実施 (案)

教育情報の公表状況を示す資料

- 10-25 神戸薬科大学ホームページ 情報の公表 (既出 資料 9-1-11)
(<http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/publication/>)